

春日井市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市が発注する建設工事等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定により資格を定めて行う制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 一般競争入札の対象となる案件(以下「対象案件」という。)は、別表左欄に掲げる対象案件の区分に応じ、同表中欄に定める設計金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。ただし、次に掲げる案件は、この限りでない。

- (1) 特殊な技術力を要する工事等で、業者が限定される案件
- (2) 年間委託の案件その他年度当初に契約を行わなければならない案件で、予算の成立から契約までの期間が短く、一般競争入札になじまないもの
- (3) 施工場所によって、特定の関係機関との協議が必要となる案件で、業者が限定されるもの
- (4) 応急的な災害復旧工事を行う場合その他緊急を要する案件
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるもの

(入札参加資格要件)

第3条 一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 春日井市入札参加資格者名簿に登載されている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 春日井市から春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものであること。

- (5) 対象案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象案件の業種について許可を受け、かつ、営んでいる者であること。
 - (7) 契約を締結する本店又は支店を別表右欄に掲げる所在地に有する者であること。
 - (8) 対象案件の業種に関し、認定された総合評点（建設業法第27条の23の規定による経営事項審査結果の総合評定値をいう。以下同じ。）の数値が別表右欄に掲げる数値以上である者であること。
 - (9) 対象案件と同種の案件について、別表右欄に掲げる施工実績又は完了実績を有する者であること。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める者であること。
- 2 前項第10号の特に必要と認める者については、対象案件ごとに春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて市長が定める。
（設計図書の閲覧及び配布）

第4条 市長は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第5条第1項の規定により公示したときは、指定する場所において対象案件に係る設計図書を閲覧に付するとともに、次条の申請書を提出する者のうち、当該設計図書を希望するものに対して有償により配布することができる。この場合において、対象案件に係る設計図書の配布を希望する者は、次条の申請書提出時にその旨を書面で申し出るものとする。

（入札参加申込み）

第5条 一般競争入札に参加することを希望する者は、所定の期日までに制限付き一般競争入札参加申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

（落札候補者）

第6条 予定価格の制限の範囲内で入札価格の低い者から順位を決定し、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とする。

2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

3 落札候補者は、所定の期日までに入札公告に示された制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）及びその添付書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。提出された申請書等は、返還しない。

（入札の執行）

第7条 入札に参加する者は、春日井市入札者心得書の入札書を持参しなければならない。

- 2 入札執行者は、入札に参加する者が1人であっても、原則として入札を執行する。
- 3 入札の執行回数は、予定価格を事前公表する対象案件は1回、公表しない対象案件は3回を限度とする。
- 4 入札執行者は、予定価格を事前公表した案件の入札に際し、入札参加者に対して、入札書に記載される入札金額に対応する工事費（委託費）内訳書を提出させるものとする。この場合において、当該内訳書を提出しない入札は、無効とする。

（資格の確認及び落札者の決定）

第8条 落札候補者の入札参加資格の確認を申請書等で行い、資格を有すると認められた者を落札者と決定するものとする。

- 2 前項の確認は、申請書等を提出した日から起算して2日を経過する日（その日が日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の休日等でない日とする。次条第3項において同じ。）までに行うものとする。
- 3 落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合において、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで第1項の確認を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の確認による事項を委員会に報告するものとする。

（落札決定の通知等）

第9条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の確認の結果、入札参加者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該入札参加者に対して制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書（第3号様式）によりその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受けた日から起算して5日を経過する日（その日が休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日）までに、その理由について市長に書面により説明を求めることができる。

（無資格者への理由説明）

第10条 前条の規定により入札参加資格がない旨を通知された者は、無資格理由に不服がある場合は、指定の日までに書面により説明を求めることができる。

- 2 前項の書面が提出されたときは、市長は、速やかに委員会に諮り書面で回答する。

3 市長は、第1項の説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前項の回答に併せて、前条の規定による通知を取り消し、入札参加資格のある旨の通知を行う。

(共同企業体の特例)

第11条 対象案件のうち、春日井市共同企業体取扱要綱（平成7年4月1日施行）の対象となるものは、同要綱で定めるもののほか、この要綱の規定（第2条から第6条までを除く。）を適用する。

(電子入札の特例)

第12条 対象案件のうち、電子入札システムを用いて入札を行うものについては、春日井市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成19年6月1日施行）を適用する。

(雑則)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に公告した入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に公告した入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に公告した入札について適用し、同日前に公告した入札については、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、平成27年9月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、平成28年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、令和3年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市制限付き一般競争入札実施要綱の規定は、令和7年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

別表（第2条関係、第3条関係）

対象案件	設計金額	所在地、総合評点及び施工実績又は完了実績
土木、建築、舗装、電気、管、水道、塗装、造園その他市長が別に認める業種の工事	10,000,000円以上	(1) 所在地 市内に本店を有すること。ただし、委員会が必要と認める場合は、委員会が案件ごとに決定する。 (2) 総合評点 委員会が案件ごとに決定する。 (3) 施工実績 委員会が案件ごとに決定する。
市の施設での機械器具、電気設備（重電、計装関係）工事及び点検業務等委託で市長が定めるもの	工事（修繕を含む。）については2,000,000円超、委託については1,000,000円超	(1) 所在地 愛知県内に本店又は支店を有すること。 (2) 総合評点 委員会が案件ごとに決定する。 (3) 施工実績又は完了実績 委員会が案件ごとに決定する。
物品の買入れ	20,000,000円以上	(1) 所在地 市内に本店を有すること。ただし、委員会が必要と認める場合は、委員会が案件ごとに決定する。 (2) 完了実績 委員会が案件ごとに決定する。

注 表中「市長が定めるもの」とは、過去の同様な入札において、辞退率がおおよそ60パーセントを超えるもののうち市長が認めるものとする。

第1号様式（第5条関係）

制限付き一般競争入札参加申込書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次の件名について入札公告に示された入札参加資格要件を全て満たしますので、入札に参加申込みをします。

1 件 名

2 場 所

この申込書に関する担当者名

連絡先 電話（ ） ー

E-MAIL

第2号様式（第6条関係）

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次の件名に係る制限付き一般競争入札について、関係書類を添えて入札参加資格確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 件 名

2 場 所

3 資格確認申請事項

(1) 所在地			
(2) 公告10項に明示した業種区分の総合評定値		建設業 許可番号	
(3) 公告11項に明示した業種区分の総合評定値		建設業 許可番号	
(4) 公告12項に明示した案件の施工実績			
発注者名			
件名			
場所			
工期			
受注形態等 単体/共同企業 体 (出資割合)			
請負代金額			
(5) 公告13項に明示した案件の施工実績			
発注者名			
件名			
場所			
工期			

受注形態等 単体/共同企業 体 (出資割合)	
請負代金額	

(記載要領及び留意事項)

- 1 3(1)の所在地は、公告9項の要件を満たす営業所の住所を記載すること。
- 2 3(2)、(3)の総合評定値は、申込日において審査基準日から1年7か月を経過していない総合評定値通知書における公告に明示した業種区分の総合評定値を記載すること。公告に業種区分の明示がない場合は、枠を斜線で消すこと。
- 3 3(4)、(5)は、公告において明示した施工実績を1件記載すること。公告に施工実績の明示がない場合は、枠を斜線で消すこと。
- 4 上記のほか、申請書提出時には次の資料等を提出すること。
 - (1) 建設業許可通知書の写し
 - (2) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日において審査基準日から1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）
 - (3) 工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し）
工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写しで、確認出来ない内容がある場合は、確認できる書類を併せて提出すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

様

春日井市長

制限付き一般競争入札参加資格不適合通知書

次の制限付き一般競争入札参加資格について確認した結果、資格が不適合と認められたので通知いたします。

1 公告日

2 件名

3 不適合の理由